

# 三愛経営労務 管理センター ニュース

2026年7月号

〒103-0022

東京都中央区日本橋室町 1-12-12 水島ビル 5F

三愛経営労務管理センター

電話 03-3246-2757

## ⚠ 労働保険年度更新 保険料納付

令和8年の労働保険年度更新による労働保険料（全期・第1期）の納付期限は7/10（金）です。  
払い込み漏れのないようにしましょう。

（口座振替の事業主様は除く）

## ⚠ 賞与支払届を忘れずに

賞与を支給しましたら年金機構（健康保険組合）へ賞与支払届の提出が必要です。

## ⚠ 令和8年度社会保険算定

令和8年度の届け出期間は7月1日（水）～7月10日（金）です。

届け出内容について不明な点がありましたら当事務所担当者へお問い合わせください。

## 同一労働同一賃金ガイドラインが改正されます

### ◆同一労働同一賃金ガイドラインとは

令和8年4月28日に同一労働同一賃金に係る改正省令・告示が公布され、改正同一労働同一賃金ガイドラインが令和8年10月1日から適用されます。このガイドラインは、正社員と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）との間で待遇差が存在する場合に、どのような待遇差が不合理、あるいは不合理でないのか、原則となる考え方や具体例、留意事項を示すものです。

### ◆ガイドライン改正のポイント

今般、裁判例の蓄積などを踏まえて記載が見直され、明確化や充実が図られているほか、新規に追加された内容もあります。特に、各種手当（退職手当、無事故手当、家族手当、住宅手当等）や福利厚生（夏季冬季休暇、褒賞等）について、具体的な考え方や例示が追加されています。

また、改正省令により、非正規雇用労働者を雇い入れた時の労働条件明示事項について、現行の明示事項に加え、新たに「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」旨の明示が追加されます。説明の際は、「資料を活用し、口頭により説明する方法」または「説明すべき事項を全て記載した分かりやすい内容の資料を交付する等の方法」により行います。

### ◆企業に求められる対応

企業においては、非正規雇用労働者からの説明請求への対応が一層重要となります。各種手当や福利厚生の支給基準の見直し、就業規則の点検、説明体制の整備が欠かせません。ガイドラインに基づき、厚生労働省が公表する関連書式やリーフレットも活用しながら、早めの確認と対応を進めましょう。

## 令和7年の労働災害発生状況 死亡者数は過去最少

厚生省が5月27日、令和7年の労働災害発生状況を公表しました。令和7年1月から12月までの、新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いたデータが取りまとめられています。

### ◆死亡者数

労働災害による死亡者数（死亡災害報告をもとに、死亡者数を集計）は700人（前年比46人・6.2%減）と、過去最少となりました。

#### （1）業種別

建設業：214人（前年比18人・7.8%減）

製造業：115人（同27人・19.0%減）

陸上貨物運送事業：80人（同28人・25.9%減）

商業：61人（同6人・10.9%増）

#### （2）事故の型別

墜落・転落：186人（前年比2人・1.1%減）

交通事故（道路）：126 人（同 3 人・2.4%増）  
はさまれ・巻き込まれ 117 人（同 7 人・6.4%増）

◆休業 4 日以上之死傷者数

事業者から提出される労働者死傷病報告をもとに集計した死傷者数は、135,333 人（前年比 385 人・0.3%減）でした（通勤中に発生した災害の件数は含まれません）。

（1）業種別

製造業：26,371 人（前年比 305 人・1.1%減）  
商業：23,128 人（同 1,089 人・4.9%増）  
保健衛生業：19,291 人（同 424 人・2.2%増）  
陸上貨物運送事業：15,632 人（同 660 人・4.1%減）

（2）事故の型別

転倒：37,195 人（前年比 817 人・2.2%増）  
腰痛等の「動作の反動・無理な動作」：22,166 人（同 52 人・0.2%減）  
墜落・転落：20,864 人（同 165 人・0.8%増）

死亡者数は過去最少となったものの、休業 4 日以上之死傷者数は令和 4 年から横ばいとなっており、引き続き労働災害防止に向けた積極的な取組みが求められます。7 月 1 日～7 日の全国安全週間および 6 月 1 日～30 日の準備期間を機に、体制を見直しましょう。

## 2026 年に変わる iDeCo の改正ポイント

個人型確定拠出年金「iDeCo」は長期的な資産形成を行うことを目的とした私的年金ですが、ルールが変わることも多いので、直近の改正をまとめます。

◆退職所得控除に関する「5 年ルール」が「10 年ルール」に（2026 年 1 月 1 日より施行）

改正前は、先に iDeCo の給付金を一時金で受け取り、5 年以上経過してから会社の退職一時金を受け取ると、掛金拠出期間と勤続期間で重複する期間の退職所得控除を、それぞれに使うことができました。改正後はこの「5 年」が「10 年」になり、受取りの間隔を 10 年以上空けない限り、重複期間の退職所得控除は 1 回しか使えないように調整されます。

なお、先に会社の退職一時金を受け取り、後で iDeCo の一時金を受け取る場合には、退職所得控除を二重に使うには 20 年以上の間隔を空ける必要があります。

◆加入可能年齢が「70 歳未満」に拡大（2026 年 12 月 1 日より施行予定）

iDeCo に加入できる年齢は原則 20 歳以上 65 歳未満でしたが、改正後は、70 歳になるまで掛金の拠出が可能になります。ただし、iDeCo は公的年金の上乗せであるため、老齢基礎年金などの公的年金を受け取るようになると、掛金の拠出はできなくなります。

◆掛金の上限の引上げ（2026 年 12 月 1 日より施行予定）

会社員・公務員の拠出限度額は月額2万円（企業年金がある場合は合計5.5万円）または2.3万円でしたが、改正後は6.2万円（企業年金がある場合は合計6.2万円）に引き上げられます。

自営業者・フリーランス等の拠出限度額は、国民年金基金と合算で月額6.8万円でしたが、7.5万円に引き上げられます。

## 「同一労働同一賃金」改正に対応した労働条件通知書のモデル様式が公表

厚生労働省より、令和8年4月30日付けで通達『労働条件通知書等の普及促進について』の一部改正について（基発0430第1号）が公表されました。

今回の改正は、令和8年4月28日に公布された省令（令和8年厚生労働省令第87号）が、同年10月1日から施行されることに伴うものです。

### ◆主な改正内容

上記省令により、パートタイム労働者や有期雇用労働者を雇い入れる際、これまでの労働条件明示事項に加え、新たに「正社員等との待遇の相違の内容・理由について、説明を求めることができる」旨の明示が義務付けられます。派遣労働者の雇入れ時や派遣時の就業条件明示事項についても、同様に追加されます。

これらを踏まえ、労働条件通知書のモデル様式の「その他」欄に「・次の窓口に対して通常の労働者との間の待遇の相違（内容・理由）等について説明を求めることができる。」が追加され、部署名と担当者職氏名、連絡先を記載するようになっています。

なお、窓口が苦情等を含めた相談の受付先と同じ場合には、「同上」等と記載して差し支えありません。

詳細やモデル様式は、厚生労働省のウェブサイト等をご確認ください。

## 産業医の辞任等に関する報告が義務化されます

労働安全衛生規則の改正により、令和8年8月1日から事業者に対し、産業医の辞任、解任または退任（以下、「辞任等」という）があった場合に、所轄労働基準監督署への氏名や辞任年月日等の報告が義務付けられます。

### ◆改正の背景

常時使用労働者数50人以上の事業場には産業医を選任する義務があり、選任事由が発生した日（常時使用労働者数50人以上になった日、または前任者の辞任等が発生した日）から14日以内に選任しなければならず、違反は50万円以下の罰金に処されます。また、選任したときには遅滞なく所轄の労働基準監督署に報告しなければならないこととされています。

しかし、辞任等の変更があった場合には報告義務がなく、これまで、前任者の辞任後に後任者が選任されたか否かを把握できないケース等がありました。そこで新たに、辞任等の報告も義務付けることとなりました。ただし、新たな産業医の選任と前任者の辞任等を同時に報告した場合は、これまでと同様、辞任等の報告は必要ありません。

一方、常時使用労働者数が 50 人未満になり産業医の選任義務がなくなった場合の産業医の辞任等については、「報告を行うことが望ましい」とされています。

#### ◆報告方法

辞任等の報告は、所定の様式「総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告」(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei36/20.html>) を使用し、所轄の労働基準監督署長に提出します。電子申請が原則ですが、当分の間は書面による報告も可能です。

## 7 月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

### 10 日

- 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出期限 [年金事務所または健保組合] < 7 月 1 日現在 >
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 特例による源泉徴収税額の納付 < 1 月～6 月分 > [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 [公共職業安定所] < 前月以降に採用した労働者がいる場合 >
- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限 < 年度更新 > [労働基準監督署]
- 労働保険料の納付 < 延納第 1 期分 > [郵便局または銀行]

### 15 日

- 所得税予定納税額の減額承認申請 < 6 月 30 日の現況 > の提出 [税務署]
- 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

### 31 日

- 所得税予定納税額の納付 < 第 1 期分 > [郵便局または銀行]
  - 労働者死傷病報告の提出 [労働基準監督署] < 休業 4 日未満、4 月～6 月分 >
  - 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
  - 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
  - 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
  - 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) < 雇入れ・離職の翌月末日 > [公共職業安定所]
  - 固定資産税・都市計画税の納付 < 第 2 期 > [郵便局または銀行]
- ※都・市町村によっては異なる月の場合がある。